

② 示談交渉を要する場合 第6条の規程により算定された額

3 公示催告

即決和解の示談交渉を要しない場合と同様

4 倒産整理事件の債権届出

① 一般的な場合 10万円～20万円（税込11万円～22万円）の範囲内の額

② 複雑又は特殊な事情がある場合は、依頼者との協議により定めます。

5 家事事件手続法に定める事件のうち本規程に定めのないもの

別に定めるところにより算定します。

6 法律関係調査

① 一般的な場合 10万円～50万円（税込11万円～55万円）の範囲内の額

② 複雑又は特殊な事情がある場合は、依頼者との協議により定めます。

7 契約書及びこれに準ずる書類の作成

① 定型的な書類

経済的利益の額が1000万円未満の場合

10万円～20万円（税込11万円～22万円）

経済的利益の額が1000万円以上1億円未満の場合

20万円～50万円（税込22万円～55万円）

経済的利益の額が1億円以上の場合

50万円（税込55万円）以上

② 非定型的な書類は表4のとおりとします。複雑又は、特殊な事情がある場合は、依頼者との協議により定めます。

③ 公正証書にする場合は、上記弁護士費用に5万円（税込5万5000円）を加算します。

表3

紛争額・経済的利益の額 (A)	弁護士費用
300万円以下	10万円 (税込11万円)
300万円超 3000万円以下	(A) × 1% + 7万円 (税込(A) × 1.1%+7万7000円)
3000万円超 3億円以下	(A) × 0.5% + 22万円 (税込(A) × 0.55%+24万2000円)
3億円超	(A) × 0.3% + 82万円 (税込(A) × 0.33%+90万2000円)

表4

紛争額・経済的利益の額 (A)	弁護士費用
300万円以下	10万円 (税込11万円)
300万円超 3000万円以下	(A) × 1% + 7万円 (税込(A) × 1.1%+7万7000円)
3000万円超 3億円以下	(A) × 0.3% + 28万円 (税込(A) × 0.33%+30万8000円)
3億円超	(A) × 0.1% + 99万円 (税込(A) × 0.11%+108万9000円)

8 内容証明書作成

① 弁護士名の表示がない場合

一般的な場合、5万円～10万円（税込5万5000円～11万円）の範囲内の額

複雑又は特殊な事情がある場合は、依頼者との協議により定めます。

② 弁護士名の表示がある場合は、第6条の規程により算定された額を参考にし、依頼者との協議により定めます。

9 遺言書作成

① 定型的な場合 20万円～30万円（税込22万円から33万円）の範囲内の額

② 非定型的な場合は表5のとおりとします。

③ 複雑又は特殊な事情がある場合は、依頼者との協議により定めます。

④ 公正証書にする場合は、上記弁護士費用に5万円（税込5万5000円）を加算します。

表5

遺産の額 (C)	弁護士費用
1億円以下	30万円 (税込33万円)
1億円超5億円以下	(C) × 0.3% (税込(C) × 0.33%)
5億円超	(C) × 0.1% + 100万円 (税込(C) × 0.11%+110万円)